

おくやみハンドブック

笠間市



ご遺族のみなさまへ

ご親族の方のご逝去に心からご冥福をお祈りいたします。

笠間市ではご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成しました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にとって、必要な手続きを進める一助となれば幸いです。

なお、ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

笠間市

市役所での手続き

市役所での手続きチェックリスト P.2

その他の主な手続き

遺品などの処分方法 P.29

亡くなった方が個人事業主・会社員だった場合 P.30

相続に関する手続き

相続に関する手続きチェックリスト P.33

市役所での手続きのお問い合わせ

笠間市役所 本所 〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号

笠間市役所 笠間支所 〒309-1698 笠間市笠間1532番地

笠間市役所 岩間支所 〒319-0294 笠間市下郷5140番地

笠間・友部地区から ☎ 0296-77-1101

岩間地区から ☎ 0299-37-6611

電話はすべて笠間市役所本所につながります。

市役所での手続きチェックリスト

亡くなった方が以下に該当する場合は、手続きが必要です。参照ページでご確認ください。

確認事項（亡くなった方について）		該当	参照ページ
住民登録	印鑑登録をしている	<input type="checkbox"/>	P.3
	マイナンバーカード（個人番号カード）を持っている	<input type="checkbox"/>	
	亡くなった方を含め家族に外国籍の方がいる	<input type="checkbox"/>	P.4
健康保険	国民健康保険に加入している	<input type="checkbox"/>	P.5
	後期高齢者医療制度に加入している	<input type="checkbox"/>	
医療福祉	マル福を受けている	<input type="checkbox"/>	P.7
	マル福を受けているお子さんがいる	<input type="checkbox"/>	
年 金	年金を受給している	<input type="checkbox"/>	P.8~11
	国民年金に加入したことがある	<input type="checkbox"/>	
	農業者年金の加入者または受給者である	<input type="checkbox"/>	P.12
介護保険	65歳以上または要介護認定を受けている	<input type="checkbox"/>	
障がい福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している	<input type="checkbox"/>	P.13
	障害福祉サービスを受けている	<input type="checkbox"/>	
	障がいなどを事由とする手当を受給している	<input type="checkbox"/>	P.14
児童	児童手当の受給対象者または受給対象児である	<input type="checkbox"/>	P.15~16
	児童扶養手当の受給対象者または受給対象児である	<input type="checkbox"/>	
	18歳未満のお子さんがいる	<input type="checkbox"/>	P.16~17
	義務教育修了前のお子さんがいる	<input type="checkbox"/>	
税 金	市税などの口座振替をしている	<input type="checkbox"/>	P.19
	未登記家屋を所有している	<input type="checkbox"/>	
	固定資産税が課税されている	<input type="checkbox"/>	P.20
	原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している	<input type="checkbox"/>	
上下水道	上下水道を使用している	<input type="checkbox"/>	P.21
	井戸水を使用している世帯で、公共下水道または農業集落排水を利用している	<input type="checkbox"/>	
	上下水道料金の口座振替をしている	<input type="checkbox"/>	P.22
	浄化槽を使用している	<input type="checkbox"/>	
その他	犬を飼っている	<input type="checkbox"/>	P.23
	市営住宅に入居している	<input type="checkbox"/>	
	空家・空地を所有している	<input type="checkbox"/>	P.24
	生前に住んでいた家が空家になる（可能性がある）	<input type="checkbox"/>	
	農地・森林を所有している	<input type="checkbox"/>	P.25~26
	処分したい遺品などがある	<input type="checkbox"/>	
	個人事業主（自営業）・会社員である	<input type="checkbox"/>	P.27~28
	市役所以外での主な手続き一覧	<input type="checkbox"/>	

市役所での手続き

住民登録

印鑑登録証、マイナンバーカード（個人番号カード）

- ◆亡くなった方の印鑑登録は抹消されます。
- ◆亡くなった方のマイナンバーカードは失効されます。（住基カードも同様）

- ◆印鑑登録証はご家族の方が廃棄していただくか、受付窓口へご返却ください。
- ◆マイナンバーカード（個人番号カード）、または通知カードは、年金や相続に関する相談などの手続きで必要になる場合がありますので、数年間保管の後、不要になりましたら廃棄していただくか、受付窓口へご返納ください。

受付窓口

本所市民課、笠間支所 市民窓口センターかさま、岩間支所 市民窓口センターいわま

memo



外国籍の方

外国籍の方の届け出について①

◇外国籍の方が亡くなったとき

外国籍の方が亡くなったときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者または特別永住者の親族または同居人に、在留カードまたは特別永住者証明書を返納していただく必要があります。この場合、東京出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵便をご希望の場合は下記の郵送先に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

受付窓口

〈返納先〉

茨城県水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階
東京出入国在留管理局 水戸出張所
☎ 029-300-3601

〈郵送先〉（郵送のとき）

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11
東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室
☎ 03-3599-1068

※封筒の表に「在留カードなど返納」と表記してください。

その他

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局水戸出張所 ☎ 029-300-3601
外国人在留総合インフォメーションセンター ☎ 0570-013904 (平日の午前8:30~午後5:15)
☎ 03-5796-7112 (IP電話・PHS・海外からの場合)

外国籍の方の届け出について②

◇亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなった方の配偶者やお子さんなどのご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者など」「永住者の配偶者など」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますので、ご注意ください。）

受付窓口

茨城県水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎1階
東京出入国在留管理局 水戸出張所
☎ 029-300-3601

健康保険

国民健康保険の手続き

◇亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

◆葬祭費の支給申請

◆世帯主変更

※亡くなった方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の加入者がいる場合

持ち物

・葬祭を行ったことを確認できる会葬礼状または葬儀の領収書

※喪主のフルネームが記載されているもの

・喪主の振込先の口座番号がわかるもの

※喪主以外に振り込む場合は委任状が必要です。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

【世帯主変更】死亡届出から 14 日以内

memo

後期高齢者医療制度の手続き

◇亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、次の手続きが必要です。

- ◆葬祭費の支給申請
- ◆給付受領申請書の提出

持ち物

- ・葬祭を行ったことを確認できる会葬礼状または葬儀の領収書
※喪主のフルネームが記載されているもの
- ・喪主の振込先の口座番号がわかるもの
※喪主以外に振り込む場合は委任状が必要です。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

【葬祭費の支給申請】葬祭を行った日の翌日から2年以内

【給付受領申請書の提出】早めにお手続きください。

memo



医療福祉

医療福祉費支給制度（マル福）の手続き

◇お子さんがいる方が亡くなり、母子家庭もしくは父子家庭になったときは、ひとり親家庭医療福祉費支給制度（マル福）の申請ができます。

持ち物

- 申請者の健康保険加入資格がわかるもの
- お子さんの医療福祉費受給者証
- 申請者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※笠間市で所得確認ができない方は必要書類がありますので、受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

memo



年金

国民年金関係の手続き①

◇未支給年金の請求

受給者が亡くなった月までの年金が受給できるため、生計を同じくしていた遺族がその期間分の年金を請求することができます。

持ち物

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（請求者が配偶者のときは必要なし）
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

5年以内

その他の

- ・亡くなった方の加入されていた年金により請求先、問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
厚生年金の場合 【水戸南年金事務所】 ☎ 029-227-3278
共済組合の場合 【各共済組合】
農業者年金 【農協窓口】

※手続きができる人や期限、持ち物などに関しては、各問い合わせ先でご確認ください。

国民年金関係の手続き②

◇死亡一時金の請求

国民年金第1号被保険者として3年以上の国民年金保険料納付済期間があり老齢基礎年金などを受給せずに亡くなった場合に、生計を同じくしていた遺族が請求できます。

持ち物

- ・亡くなった方の基礎年金番号のわかるもの
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍（請求者が配偶者のときは必要なし）
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

2年以内

memo



国民年金関係の手続き③

◇遺族基礎年金の請求

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた「子のある妻や夫」と「子」が請求できます。

持ち物

- ・亡くなった方の基礎年金番号のわかるもの
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
- ・請求者のマイナンバーのわかるもの
- ・死亡診断書の写し
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

5年以内

その他の

- ・亡くなった方の加入されていた年金により請求先・問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。
厚生年金の場合 【水戸南年金事務所】 ☎ 029-227-3278
- ・共済組合の場合 【各共済組合】

※手続きができる人や期限、持ち物などに関しては、各問い合わせ先でご確認ください。

国民年金関係の手続き④

◇寡婦年金の請求

国民年金第1号被保険者としての保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、年金を受けずに亡くなった場合に、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

持ち物

- ・亡くなった方の基礎年金番号のわかるもの
- ・亡くなった方と請求者の関係がわかる戸籍
- ・請求者のマイナンバーがわかるもの
- ・死亡診断書の写し
- ・請求者名義の通帳
- ・請求者の本人確認ができるもの
- ・生計同一関係に関する申立書（亡くなった方と請求者の住所が異なる場合）

※上記以外の書類が必要な場合がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

5年以内

その他の

- ・寡婦年金と死亡一時金は、請求人が選択する一方しか支給されません。

memo

農業者年金の脱退・死亡の届出について

◇亡くなった方が農業者年金の加入者もしくは受給者であった場合、亡くなった旨の届出が必要です。

持ち物

- ・農業者年金証書
- ・受給者の死亡日が確認できる書類

※届出される方の状況によって必要な書類が異なりますので、事前に最寄りの農協へお問い合わせください。

受付窓口

最寄りの農協窓口

期 限

早めにお手続きください。

年
金

介護保険

介護保険

介護保険の手続き

◇亡くなった方が65歳以上または要介護認定を受けていた場合は、介護保険被保険者証の返還が必要です。

持ち物

- ・亡くなった方の介護保険被保険者証
- ・介護保険負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方のみ）

受付窓口

本所 高齢福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

障がい福祉

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還

◇亡くなった方が上記のいずれかの手帳をお持ちであった場合、返還が必要です。

持ち物

- ・所持されている手帳

受付窓口

本所 社会福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

障害福祉サービス受給者証の返還

◇亡くなった方が障害福祉サービスを受けていた場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- ・障害福祉サービス受給者証

受付窓口

本所 社会福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

障がいなどを事由とする手当の喪失・変更の手続き

◇亡くなつた方が障がいなどを事由とする各種手当を受給していた場合、手当喪失または受給者変更の届出が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 社会福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

memo

障がい
福祉

児童

児童手当の手続き①

◇亡くなった方が児童手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

持ち物

- 申請者のマイナンバーカード
- 申請者の健康保険加入資格がわかるもの
- 振込先の口座番号がわかるもの（申請者の口座に限る）
- 申請者の本人確認書類

※個々の状況により別途書類が必要になる場合がありますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 こども福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

亡くなった日の翌日から15日以内

児童手当の手続き②

◇亡くなった方に支払っていなかった児童手当があった場合、未支払請求の手続きが必要です。

持ち物

- 振込先の口座番号がわかるもの（児童の口座に限る）

受付窓口

本所 こども福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

児童手当の手続き③

◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、受給事由消滅または額改定の届出が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所こども福祉課、笠間支所保険福祉課、岩間支所保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

児童扶養手当の手続き①

◇亡くなった方が児童扶養手当を受給していた場合、受給者変更の手続きが必要です。

◇お子さんがいる方が亡くなり、母子世帯もしくは父子世帯になったときは、児童扶養手当を受給できる場合があります。

※所得制限があります。

※児童が18歳に達した日以後、最初の3月31日（18歳に到達した年度末）まで支給されます。

持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所こども福祉課、笠間支所保険福祉課、岩間支所保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

※手当の受給が認定された場合は、申請翌月から支給開始になります。

児童扶養手当の手続き②

◇亡くなった方に支払っていなかった児童扶養手当があった場合、未支払請求の手続きが必要です。

持ち物

- ・振込先の口座番号がわかるもの（児童の口座に限る）

受付窓口

本所 こども福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

児童扶養手当の手続き③

◇亡くなった方が支給対象の児童であった場合、資格喪失または額改定の届出が必要です。

持ち物

受給される方の状況によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 こども福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

遺児養育手当の申請

◇笠間市に住民登録があり、父母または父か母と死別した、義務教育修了前の児童を養育するようになった場合は遺児養育手当の申請ができます。

持ち物

- ・振込先の口座番号がわかるもの
- ・亡くなったことを証明できる書類（戸籍謄本）
- ・遺児の戸籍謄本（申請初年度のみ）
※亡くなつた方と同一戸籍の場合は不要
- ・養育者の世帯全員の住民票の写し
- ・印鑑

受付窓口

社会福祉協議会
(本所) ☎ 0296-77-0730
(笠間支所) ☎ 0296-73-0084
(岩間支所) ☎ 0299-45-7889

期 限

早めにお手続きください。
※遺児養育手当は、申請をした日の属する翌月から対象になります。

memo

児
童

税金

市税などの口座振替手続き

- ◇亡くなった方の口座から、固定資産税・市県民税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替をしていた場合、口座振替の廃止または口座振替の変更登録の手続きが必要です。
- ◇特に固定資産税は、相続などで所有者が変わった場合や共有者、共有持分が変わった場合、再度手続きが必要です。
- ◇口座振替の廃止や変更登録の手続きは、各金融機関窓口で行ってください。

手続き用紙は市内金融機関窓口に備え付けてあります。市外の金融機関窓口での手続きをご希望の場合は、収税課などの相談窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・口座振替廃止：廃止する口座番号のわかるもの（通帳など）、通帳印、納税義務者がわかるもの（納税通知書など）
- ・口座振替変更：新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳など）、通帳印、納税義務者がわかるもの（納税通知書など）

受付窓口

各金融機関窓口：常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・常陸農業協同組合・ゆうちょ銀行

相談窓口

- ・市税について：本所 収税課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課
- ・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について：
本所 保険年金課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課
- ・介護保険料について：本所 高齢福祉課、笠間支所 保険福祉課、岩間支所 保険福祉課

期 限

早めにお手続きください。

※上記のほか、負担金や利用料などの口座振替を亡くなった方の口座から行っている場合には、口座振替の廃止または変更の手続きが必要になります。詳しくは、ご利用の窓口や施設などにご確認ください。

未登記家屋の名義変更

◇亡くなった方が未登記家屋を所有していた場合、家屋補充課税台帳登録名義人異動申告書の提出が必要です。

持ち物

- ・相続したことがわかる書類（笠間市に戸籍、住民票のある方については②と③は提出不要です。）
- ①相続関係説明図（法務局で発行された法定相続情報一覧図の写しを提出していただければ②は不要です。）
- ②被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍、除住民票および被相続人と相続人の関係を証明する戸籍の写し（除住民票の代わりに戸籍の附票でも結構です。）
- ③新名義人の住民票の写し
- ④特別受益者がいる場合、特別受益者全員分の特別受益証明書（原本）および印鑑証明書の写し
- ⑤遺産分割協議が行われた場合、遺産分割協議書および相続人全員分の印鑑証明書の写し

受付窓口

本所 税務課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期 限

早めにお手続きください。

現所有者申告書の届出

◇亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合、現所有者申告書（相続人などの新たな所有者となった方の届出）の提出が必要です。

持ち物

- ①代表者の本人確認書類の写し（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード+運転免許証など）
 - ②法定相続情報一覧図の写しまたは相続関係説明図の写し（法務局で発行された法定相続情報一覧図の写しがあれば、③の戸籍・除籍謄本などは不要です）
 - ③戸籍・除籍謄本などの写し（被相続人の死亡、被相続人と相続人との続柄がわかるもの）
 - ④遺産分割協議書の写しおよび印鑑証明書の写し（遺産分割協議があった場合）
 - ⑤遺言書の写し（遺言書があった場合）
- ※②～⑤の書類は、申告書提出時点ですでに所持されている方のみお願いします。

受付窓口

本所 税務課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期 限

早めにお手続きください。

原動機付自転車・小型特殊自動車などの軽自動車税の手続き

◇亡くなった方が原動機付自転車、小型特殊自動車などの名義人であった場合、名義変更の届出が必要です。

持ち物

詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 税務課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期 限

早めにお手続きください。

上下水道

上下水道所有者・使用者の変更手続き

◇亡くなった方が市の上下水道の所有者・使用者に登録されていた場合は、上下水道所有者・使用者の変更届出が必要です。

持ち物

・印鑑

受付窓口

浄化センターともべ1階（上下水道お客さまセンター）☎ 0296-87-2231
本所 環境政策課、笠間支所 地域課、岩間支所 地域課

期 限

早めにお手続きください。

その他

上下水道の使用開始・中止・変更届の郵送でのお届けは上下水道お客さまセンター宛てにお願いいたします。
(郵送先)

〒309-1723 笠間市矢野下750番地

笠間市上下水道お客さまセンター

下水道利用世帯員数の変更手続き（井戸水使用世帯）

◇亡くなった方が井戸水を使用されている世帯で、公共下水道や農業集落排水を利用していた世帯の場合は、利用世帯員数の変更届出が必要です。

受付窓口

浄化センターともべ1階（上下水道お客さまセンター）☎ 0296-87-2231
本所環境政策課、笠間支所地域課、岩間支所地域課

期 限

早めにお手続きください。

上下水道料金の口座振替手続き

◇亡くなった方の口座から、上下水道料金の口座振替をしていた場合、口座振替の廃止または口座振替の変更登録の手続きが必要です。
◇口座振替の廃止や変更登録の手続きは、各金融機関窓口で行ってください。

持ち物

- ・廃止または新しく登録する口座番号がわかるもの（通帳など）
- ・通帳印

受付窓口

各金融機関窓口：常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・常陸農業協同組合・ゆうちょ銀行

相談窓口

浄化センターともべ1階（上下水道お客さまセンター）☎ 0296-87-2231

期 限

早めにお手続きください。

浄化槽使用者（管理者）の変更手続き

◇亡くなった方が浄化槽を使用（管理）されている場合は、変更届出が必要です。

受付窓口

浄化センターともべ1階下水道課、本所環境政策課、笠間支所地域課、岩間支所地域課

期 限

早めにお手続きください。

飼い犬

犬を飼っていた方が亡くなったとき

◇引き続き市内に居住する家族が飼う場合、犬の登録変更が必要になります。

◇市外に居住する家族などが飼う場合、居住地の市町村で犬の登録が必要です。

※市内での転居（住所変更）や市内在住の方への飼い主の変更は

「いばらき電子申請・届出サービス」をご利用ください。（右の二次元コードから）

※飼っていた犬が既にいない場合（死亡・登録内容の変更）も電子申請が

ご利用可能です。（電話での受付も可）



受付窓口

本所環境政策課、笠間支所地域課、岩間支所地域課

期 限

早めにお手続きください。

住宅関係

市営住宅の手続き

◇亡くなった方が市営住宅に入居していた場合、次の手続きが必要です。

◆亡くなった方が名義人で、同居者が新たな名義人となる場合

承継承認が必要です。承継する場合には、名義人として必要な要件があります。

◆名義人ではない、同居の方が亡くなった場合

異動届出が必要です。

◆市営住宅を退居される場合

- ・明渡届出をしていただくほか、立会いのもと退居検査が必要となります。退居検査前までには、畳表の張替え、ふすまの張替え、入居者が破壊した部分の修繕などを行っていただきます。また、家具類の搬出のほか、入居中に取付けたエアコンなど機器類の取外しや処分を行ってください。
- ・電気・ガス・水道などは使用停止の手続きをしてください。
- ・月の途中で退居したときの家賃は日割りとなるほか、未納家賃などがなければ、入居時にお預かりした敷金を返還します。

持ち物

手続きの種類によって異なりますので、詳しくは下記受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

笠間支所 市営住宅窓口 ☎ 0296-72-6115（直通）

期 限

早めにお手続きください。

空家・空地を相続される方①

◇適正管理について

建物は人が住まなくなると急激に劣化します。放置されたままの状態が続くと、建物の倒壊やシロアリなどの害虫発生、樹木・雑草の繁茂、火災のリスクなど、通行人や近隣住民への悪影響が懸念されます。

また、家自体の問題の他にも、犯罪の誘発による治安の低下や景観の悪化など、地域のイメージの低下にも繋がってしまいます。

特に、瓦の一部が飛散したり、樹木が倒れたりするなどして、他人に損害を与えた場合、損害賠償責任を問われる可能性もありますので、定期的な管理をお願いします。

また、笠間市では（公社）笠間市シルバー人材センターと連携し、空家の適正管理に関する協定を結んでおり、空家見回りや除草などの業務を受け付けておりますので是非ご相談ください。

受付窓口

本所 企業誘致・移住推進課

（公社）笠間市シルバー人材センター ☎ 0120-73-4680

空家・空地を相続される方②

◇空家・空地の利活用について

笠間市では、市内の空家・空地を有効活用し、所有者と利用希望者との橋渡しを進めることで地域の活性化を図る「空家・空地バンク制度」に取り組んでいます。空家内に残されている家財道具などの処分や空家の修繕費用についての補助金もありますので、お気軽にご相談ください。

受付窓口

○空家・空地バンク制度

本所 企業誘致・移住推進課

○建物・土地の売却について

（公社）茨城県宅地建物取引業協会 ☎ 029-225-5300

（公社）全日本不動産協会茨城県本部 ☎ 029-244-2417

空家・空地を相続される方③

◇税控除について

被相続人の居住用家屋の売却または被相続人居住用家屋とその土地の売却、または被相続人の居住用家屋を取り壊した後の土地などの売却をする場合、譲渡所得から最高3,000万円の特別控除を受けられます。

※ただし、相続日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却するもの。

※昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限る。

※住居用家屋が耐震性のないときは耐震改修が必要。

※令和6年1月1日からは、居住用家屋を現状のまま売却した場合でも、買主が譲渡日の翌年2月15日までに除却または耐震改修する場合も対象となる。

受付窓口

○制度の問い合わせについて

水戸税務署 ☎ 029-231-4211

○制度に関する確認書について

本所 企業誘致・移住推進課

空家・空地を相続される方（市役所以外での手続き）

◇相続登記について（詳しくはP.41、P.42をご覧ください）

個人資産である建物や土地は、名義変更されていないと売買や賃貸をする際に契約ができません。また、登記を変更せず、放置しておくと多数の相続人が存在するようになり管理責任意識の希薄化に繋がるうえ、それを解決している間にさらに相続人が増え、迷宮化してしまうため、速やかに登記の手続きを行いましょう。

※令和6年4月1日より義務化されています。

受付窓口

茨城司法書士会

☎ 029-225-0111（司法書士による無料相談会があります）

水戸地方法務局

☎ 029-227-9911（代表）

農地・森林の相続

農地を相続した場合の届出について

◇亡くなった方が農地を所有していた場合、相続した方は農地などの権利を取得した旨の届出が必要です。

持ち物

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
- ・相続が確認できる書類の写し（登記完了証（登記簿）または遺産分割協議書など）

受付窓口

岩間支所 農業委員会事務局

期 限

権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内

農地を農地中間管理機構を通して貸借している場合の届出について

◇農地中間管理機構を通じて、農地の貸借をしている土地所有者（地権者）が亡くなった場合、農地を相続された方または相続人の代表者の方への名義変更が必要です。

※農地の相続状況により、提出書類が異なりますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

《共通》

- ・利用権設定内容変更申出書（様式第14号）
- ・口座振込依頼書（様式第11号）
- ・印鑑（認印可）
- ・新しく登録する口座番号がわかるもの（賃借料が口座振替の場合）

《農地の相続が完了している場合》

- ・相続が確認できる書類の写し
(登記完了証（登記簿）など)

《農地の相続が完了していない場合》

- ・相続関係図
- ・委任状（相続関係人の押印が必要となります）

※上記以外の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

本所 農政課

一般財団法人笠間市農業公社 ☎ 0296-73-6439

土地改良区域内の農地を相続した場合の手続き

◇亡くなった方が土地改良区組合員の場合、相続した方は、土地改良法の規定に基づき次の手続きが必要です。

◆土地改良区へ組合員の資格を喪失（死亡）・取得（相続）した旨の届出・・・「組合員資格取得・喪失通知書」

◆賦課金など口座振替申込書の提出（希望される方のみ）

※届出は郵送も可能です。ご不明な点は下記受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・印鑑（認印）
- ・口座振替の申し込みをされる場合は、通帳、金融機関届出印鑑

受付窓口

岩間支所 笠間市土地改良事業運営協議会（土地改良区事務局）☎ 0299-45-0530

期 限

早めにお手続きください。

森林の土地を相続したときの届出について

◇相続などで森林の土地を新たに取得した場合

森林や山林を相続された方で、森林法に基づく地域森林計画の対象森林の所有者となった場合に手続きが必要となります。地域森林計画の対象森林に該当するかは、いばらきデジタルマップで確認いただくか、下記受付窓口にお問い合わせください。

持ち物

- ・森林の土地の所有者届出書
- ・当該土地の位置を示す地図
- ・当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

受付窓口

本所 農政課

期 限

所有者となった日（相続開始の日）から90日以内

遺品などの処分方法

◇亡くなった方の遺品を処分する場合の方法をご案内します。

①市の許可を受けている業者に依頼する。

「一般廃棄物処理業収集運搬業」の許可を受けている業者に依頼し、処分します。

収集方法や費用については、許可業者へお問い合わせください。

※一般廃棄物処理業収集運搬業者については、市のホームページまたは資源循環課でご確認ください。

②「笠間市環境センター」に自己搬入する。

自家用車で環境センターに直接持ち込むことができます。市外にお住まいの方が代理で搬入する場合、遺品の発生場所がわかる書類を窓口で確認させていただきますので、お持ちください。

住 所：笠間市長兎路仁古田入会地1-62

電 話 番 号：0296-77-2416

受付日時：月～金曜日 9:00～12:00／13:00～17:00（土・日・年末年始は休み）

処理手数料：ごみの種類にかかわらず、10kgにつき100円

※その場で現金、またはクレジットカードなどで納めていただきます。

〈持ち込みできるもの〉

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・資源物
- ・有害ごみ
- ・粗大ごみ

〈持ち込みできないもの〉

- ・自動車部品
- ・タイヤ
- ・消火器
- ・コンクリート廃材
- ・パソコン本体、ディスプレイ
- ・テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機 など

※ごみの分別方法については、「ごみ処理ハンドブック」をご覧ください。

（市のホームページでもご確認いただけます。）



【問い合わせ先】資源循環課

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

☑	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	【消費税】 個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 詳しくはお問い合わせください。 水戸税務署 ☎ 029-231-4211
<input type="checkbox"/>	【消費税】 事業廃止届出書		
<input type="checkbox"/>	【インボイス】 適格請求書発行事業者の 死亡届		
<input type="checkbox"/>	【所得税】 個人事業の 開業・廃業などの届出書	事業者が亡くなった日から 1ヶ月以内	
<input type="checkbox"/>	【源泉所得税】 給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

☑	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	死亡退職届の提出	速やかに	亡くなった方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
<input type="checkbox"/>	身分証明書(社員証など) の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
<input type="checkbox"/>	健康保険などへの加入		亡くなった方の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
<input type="checkbox"/>	最終給与、退職金などの 請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

市役所以外での主な手続き一覧

手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先など
運転免許証	返納	笠間警察署 ☎ 0296-73-0110 笠間市寺崎79-1
		運転免許センター ☎ 029-293-8811 東茨城郡茨城町長岡3783-3
軽自動車	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400 ☎ 050-3816-3105
普通自動車	税金に関する手続き	水戸県税事務所（自動車税） 水戸市柵町1-3-1 ☎ 029-221-6605
	名義変更・廃車など	茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎ 050-5540-2017
バイク（125cc超）	名義変更・廃車など	水戸税務署（相談の場合は事前予約） 水戸市北見町1-17 ☎ 029-231-4211
年金	年金に関する手続き	日本年金機構水戸南年金事務所 水戸市柳町2-5-17 ☎ 029-227-3278
不動産登記	土地・家屋など所有権の移転（相続）登記など	水戸地方法務局 不動産登記部門 水戸市北見町1-1（水戸法務総合庁舎1階） ☎ 029-227-9922
遺言書	遺言書の検認・開封 相続の放棄など	水戸家庭裁判所（家事受付係） 水戸市大町1-1-38 ☎ 029-224-8175
生命保険など	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
預貯金口座など	口座凍結の解除の手続き	各金融機関など
株式など	名義変更	各証券会社など
国債	記名変更・償還金受領	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
クレジットカード	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	各契約会社
電気・ガス料金など	名義変更・解約	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003

故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備 考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期日	備考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、「名寄せ帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。 詳しくは、税務署にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数 詳しくは、税務署にお問い合わせください。

亡くなった方の戸籍について

1. 各種手続きで使う戸籍謄本などについて

ご親族がお亡くなりになると、亡くなった方に関する諸手続きが必要となります。たとえば、亡くなった方の名義である預貯金や土地登記などの相続に関する手続きのために戸籍謄本などが必要になる場合もあります。一般的に使用する戸籍に関する用語についてご紹介します。

用語	説明
本籍地	戸籍を置いている場所のことです。
戸籍の筆頭者	戸籍の最初に氏名が書かれている方です。亡くなつても変わりません。
戸籍	人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録、公証するもので、日本国民について編製されます。
除籍	死亡、婚姻、離婚、転籍などの理由で全員が除かれた戸籍です。
改製原戸籍	法改正により戸籍の改製（作り直し）が行われた際の、改製される前の古い戸籍のことです。
死亡診断書の写し (届書等情報内容証明書)	届出された死亡届（死亡診断書）の写しに、笠間市長の認証がされたものです。ただし、交付には制限がありますので、請求の場合は事前にお問い合わせください。
戸籍の附票	戸籍に記載されている方の住民票の住所と、住所を定めた日を記載したものです。
謄本（全部事項証明）	戸籍の記載内容のすべてを証明したものです。

2. 「出生から死亡までの連続した戸籍」とは

Aさんのケース

昭和15年2月12日	昭和32年	昭和45年	平成10年	平成16年12月	令和2年
出生	戸籍法改正により、戸籍が改製された	5月1日婚姻 新本籍を水戸市にした	6月6日転籍 笠間市に転籍	笠間市が戸籍を電算化し、戸籍が改製された	1月5日死亡
①改製原戸籍 本籍：茨城町	②除籍 本籍：茨城町	③除籍 本籍：水戸市	④改製原戸籍 本籍：笠間市 ⇒ 本籍：笠間市	⑤除籍 本籍：笠間市	

Aさんの場合、出生から死亡までに①から⑤までの5通の戸籍が存在し、3か所（茨城町、水戸市、笠間市）の戸籍が必要となります。

役所に請求する際は、「Aさん（亡くなった方の氏名）の出生から死亡までの戸籍を集めている」と伝えていただくとスムーズに申請できると思われます。

【参考】④の平成改製日が笠間市は合併前市町によって違いますので、ご注意ください。

旧笠間市：平成16年12月11日

旧西茨城郡友部町：平成11年6月5日

旧西茨城郡岩間町：平成18年1月28日

3. 戸籍謄本などの窓口での請求（広域交付）について

令和6年3月から戸籍謄本などの広域交付が始まりました。直系親族の方であれば、本籍地が遠方にある方でも最寄りの市区町村窓口で戸籍謄本などを請求することができます。請求の際には、顔写真付きの公的身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）の提示が必要です。

ただし、コンピュータ化されていない戸籍や本籍地でシステム障害などが発生している場合には交付できない場合があります。また、複数の除籍謄本などを請求するときには、長時間お待ちいただく場合があるので、お時間に余裕をもってご利用ください。

※市区町村により広域交付を利用できる窓口や時間帯の制限がある場合があります。くわしくはご利用になる市区町村窓口をご確認ください。

※戸籍の広域交付で別戸籍の兄弟などの戸籍は請求できません。（この場合は、本籍地の市区町村に直接請求するか郵送請求が必要です。詳しくは、本籍地の市区町村をご確認ください。）

4. 戸籍謄本などの郵便での請求について

本籍地が遠方にある方や、窓口の開いている時間に来られない方は、郵便で戸籍謄本などを請求することができます。（郵便用の戸籍謄本等請求書についてはP.37を参照ください。）

笠間市では、ホームページでも郵送請求の方法についてご案内していますのでご参照ください。

笠間市ホームページアドレス

<https://www.city.kasama.lg.jp/index.html>

笠間市

 検索

5. 戸籍謄本などの電子申請での請求について

マイナンバーカードとクレジットカードをお持ちの方は、自宅のパソコンやスマートフォンから電子申請することができます。必要事項を所定の申請ページに入力して、手数料と郵送料をクレジットカードで決済することで、自宅に証明書が郵送されてくるので、自宅に居ながら証明書の取得が可能です。

詳しくは笠間市ホームページ、または「いばらき電子申請届出サービス」をご覧ください。

笠間市ホームページアドレス

<https://www.city.kasama.lg.jp/index.html>

笠間市 戸籍電子申請

 検索

いばらき電子申請届出サービス

https://s-kantan.jp/city-kasama-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

6. 戸籍の証明書はすぐとれますか

死亡届を提出されたから、死亡の記載をした戸籍ができるまで1～2週間ほどかかります。その間は、戸籍の証明書を発行することができませんのでご注意ください。

※死亡届は、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地に提出することができます。葬儀社など代理人に提出を依頼した場合は、どこの役所にいつ提出したかをご確認ください。亡くなった方の本籍地以外に提出した場合は、本籍地に提出した場合と比べて戸籍ができるまでに時間がかかります。

7. 戸籍謄本などを請求できる方

戸籍謄本などは本人および同一戸籍内にいる方、直系親族の方が申請可能です。

亡くなった方の証明書を発行する際に、申請者（窓口に来られる方）との関係によって、証明書の取得に委任状が必要な場合があります。

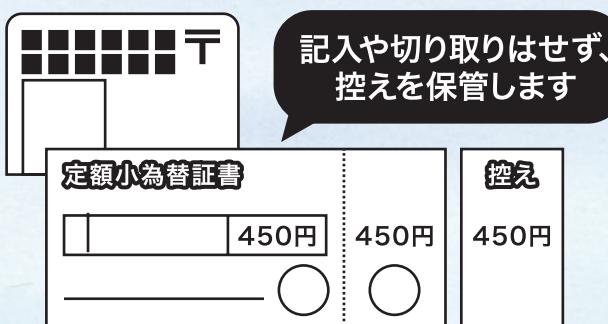
郵送申請までの流れ

①交付請求書に記入する



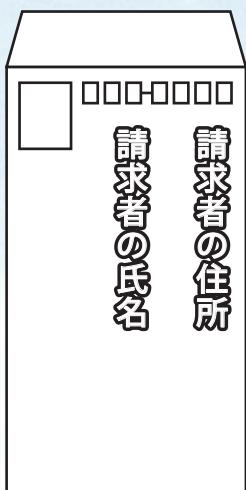
電話番号を忘れずに!

②定額小為替を郵便局で購入する



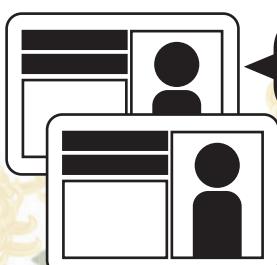
記入や切り取りはせず、控えを保管します

③返信用封筒を用意する



切手を忘れずに!

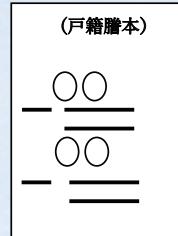
④顔写真付きの身分証をコピーする



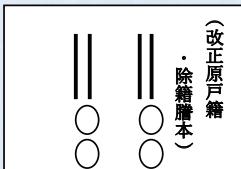
有効期限内のものを両面(表・裏)コピー

*マイナンバーカードの裏面コピーは不要です

⑤証明を必要とする方と請求者の関係が確認できる戸籍の写し



笠間市で保管している戸籍や除籍などで関係性を確認できる場合は、戸籍の写しの添付を省略できます



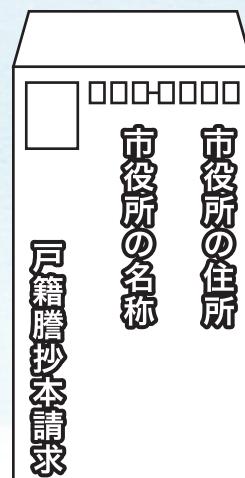
⑥市役所行きの封筒に①～⑤を封入する



裏

用意ができたものに する

- ①申請書
- ②定額小為替
- ③返信用封筒
- ④身分証のコピー
- ⑤戸籍の写し

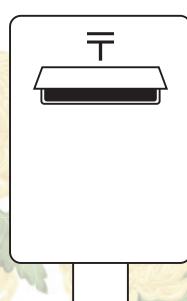


表

戸籍謄抄本を請求する
 -市役所の住所
 -市役所の名称(宛先)
 -戸籍謄抄本請求である旨を記載する

*レターパックの場合も同様

全ての用意ができたら
ポストへ投函!



戸籍謄本等の交付請求書（郵送用）

請求日 令和 年 月 日

請求者	ふりがな 氏名	(生年月日)			年 月 日
	住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/>			昼間の連絡先 TEL

必要な戸籍等	本籍				
	筆頭者			証明を必要とする方の氏名	(生年月日) 年 月 日
	戸籍の最初に書いてある人 ※筆頭者は亡くなられていても変わりません。				
必要な戸籍と 請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他()				

請求理由	<input type="checkbox"/> パスポート取得 <input type="checkbox"/> 戸籍の届出() 届	<input type="checkbox"/> 資格・免許等申請 <input type="checkbox"/> 年金の手続き
	・亡くなった方()	
	・亡くなった日(年 月 日)	
	□ 相続の手続 直系の方以外の戸籍を請求のときは、その他の欄に請求理由と提出先をご記入ください。	<input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかるもの <input type="checkbox"/> 生まれてから亡くなるまでのもの <input type="checkbox"/> ()から()までのもの
□ その他	※請求する目的や理由、提出先等を具体的にご記入ください。 目的・理由： 提出先：	

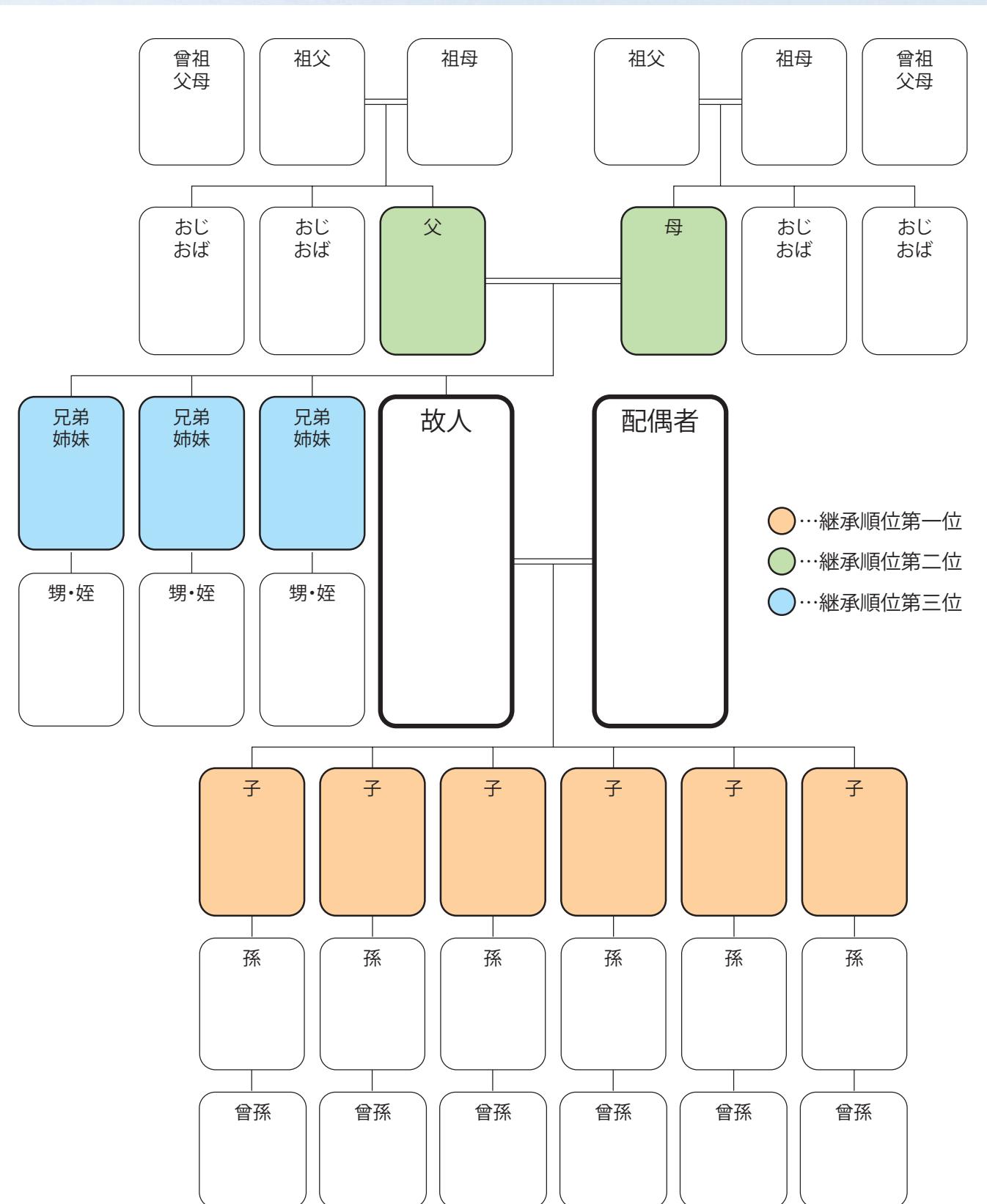
※上記の請求理由で相続の手続の必要通数を記入している場合には、下記の通数等は空欄で結構です。

必要なものと部数	戸籍	謄本(全員分)	通	450円	身分証明書	通	300円		
		抄本(ひとり分)	通	450円	独身証明書	通	300円		
	原戸籍 または除籍	謄本(全員分)	通	750円	その他()	通			
		抄本(ひとり分)	通	750円					
	戸籍の附票	全部(全員分)	通	300円	※戸籍の附票に表示が必要な項目				
		一部(ひとり分)	通	300円	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 在外選挙登録地 ※戸籍の附票での証明に必要となる期間や住所遍歴があればご記入ください。				
	住民票	謄本(全員分)	通	300円	※住民票に表示が必要な項目				
		抄本(ひとり分)	通	300円	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他()				

確認事項	最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、届出の種類・提出先・提出年月日をご記入ください。		
	● 届出の種類：_____届	● 提出先：_____役所	● 提出年月日：令和 年 月 日

請求に必要なもの	① 戸籍謄本等の交付請求書(この用紙です。)			
	② 手数料(必要金額を郵便局で扱っている定額小為替を同封願います。切手や現金は不可)			
	③ 返信用封筒(宛先を記入のうえ切手を貼付ください。なお、住民登録地以外への返送先はできません。)			
	④ 請求される方の本人確認書類のコピー (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の現住所を確認できるもの)			
	⑤ 証明を必要とする方と請求者の関係が確認できる戸籍の写し(笠間市で保管している戸籍や除籍等で関係性を確認できる場合は、戸籍の写しの添付を省略できます。)			
	同封したもの	返信用切手	円分	定額小為替

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくはP39をご覧ください。

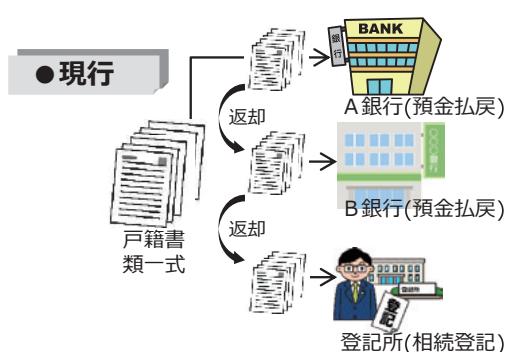
あなたの相続手続を応援します！

法定相続情報証明制度



平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※1）。

※1 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

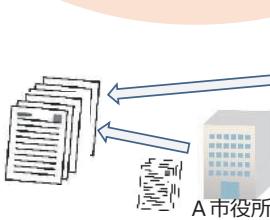


ポイント！
預金口座がいくつもある場合にお勧めです。手續が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人又は代理人）

- ①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ①-2 法定相続情報一覧図を作成します。
- ①-3 所定の申出書を記載し、①-1,-2の書類を添付して登記所に申出をします。



ポイント！

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家に依頼することも可能です。

② 確認・交付（登記所）

- ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却



③ 利用

- ③ 各種相続手続へお使いください。
(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記
をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#)

をご覧ください。



法務局ホームページ
二次元コード

水戸地方法務局

★申出をできるのは、被相続人（亡くなられた方）の相続人（当該相続人の地位を相続により承継した方を含む）です。

★申出の代理人となるのは、次のとおりです。

- ・法定代理人（親権者、未成年後見人など）
- ・委任による代理人（民法上の親族、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士）

★申出をできる登記所は、次の土地を管轄する登記所となります。

- ①被相続人（亡くなられた方）の本籍地
- ②被相続人の最後の住所地
- ③申出人の住所地
- ④被相続人名義の不動産（土地、建物等）の所在地

★水戸地方法務局の登記所

平日8：30～17：15

登記所名	管 轄 区 域	電話番号
本局	水戸市、那珂市、ひたちなか市、笠間市、	029-227-9922
不動産登記部門	東茨城郡茨城町、城里町、大洗町、那珂郡東海村	
日立支局	日立市、高萩市、北茨城市	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市、常陸大宮市、久慈郡大子町	0294-73-0221
土浦支局	土浦市、石岡市、かすみがうら市、 小美玉市、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村	029-821-0783
つくば出張所	つくば市	029-851-8186
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町	0297-62-0225
取手出張所	取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市	0297-83-0057
鹿嶋支局	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	0299-83-6000
下妻支局	古河市、下妻市、常総市、坂東市、 結城郡八千代町、猿島郡境町、五霞町	0296-43-3937
筑西出張所	結城市、筑西市、桜川市	0296-22-3495

※ 申出は、郵送によることも可能です。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました



<相続登記をしない デメリット>

- 相続登記をしないで放置すると、相続人がどんどん増えて、財産を整理する際に話し合いがうまく進まない、手続が複雑となり書類収集等の手間が増え費用が高くなる、といったデメリットがあります。
- また、正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、下記の
二次元バーコード
または、
**「不動産を相続
した方へ」**
で検索！



<相続登記をする メリット>

- 今なら、**期間限定の免税措置**により、例えば不動産の**価額が100万円以下の土地**については**登録免許税が課されない**といった、相続登記に係る費用面でのメリットがあります。

※相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。



「面倒な相続手続を、より早く！より便利に！」

法定相続情報証明制度

法定相続情報一覧図（法定相続人が誰であるのかを一覧にしたもの）に認証文を付した写しを**無料**で必要通数受けることができ、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で**戸籍書類一式の提出の省略が可能**となります。

詳しくは、「法務局ホームページ」で検索！



お問合せ先

水戸地方法務局 管内法務局一覧

水戸地方法務局	☎ 029-227-9922	日立支局	☎ 0294-21-2253
常陸太田支局	☎ 0294-73-0221	土浦支局	☎ 029-821-0783
龍ヶ崎支局	☎ 0297-62-0225	鹿嶋支局	☎ 0299-83-6000
下妻支局	☎ 0296-43-3937	つくば出張所	☎ 029-851-8186
取出手出張所	☎ 0297-83-0057	筑西出張所	☎ 0296-22-3495

「要らない土地を相続した場合の救済制度ができました！」

相続土地国庫帰属制度

相続によって取得した不要な土地を
法務大臣の承認により国が引き取ります。

※利用には一定の条件と、政令に定められた金額を支払う必要があります。

お問合せは 水戸地方法務局不動産登記部門 TEL. 029-221-5130



法務省 民事局
二次元コード

★相続登記のご相談はお近くの司法書士に
司法書士は、相続などの登記手続を専門に行う国家資格者です。

司法書士をお探しの方は茨城司法書士会
(電話029-225-0111)へお問い合わせください。



- 司法書士による無料相談会あります。
 ◎電話相談 毎週火曜日16:00~18:00
 相談電話 029-212-4500
 029-212-4515
 029-306-6004
 ◎面談相談 要予約
 予約電話 029-224-5155
 会場 水戸・つくば・古河

茨城司法書士会ホームページ
司法書士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★「土地を分割して相続したい。」「亡くなった人の建物を登記したい。」などの
ご相談はお近くの土地家屋調査士に
土地家屋調査士は、土地・建物の表示に関する登記を専門に行う国家資格者です。

土地家屋調査士をお探しの方は茨城土地家屋調査士会
(電話029-259-7400)へお問い合わせください。



- 土地家屋調査士による無料相談会あります。
 ◎面談相談 要予約
 毎月第1水曜日13:00~16:00
 予約電話 029-259-7400

茨城土地家屋調査士会ホームページ
調査士検索・無料相談会
詳細はこちらをご覧ください。

★その他相続登記申請手続に関する手続案内は、水戸地方法務局へ

◎手続案内(無料・要予約)

平日 9:00~12:00／13:00~16:00

法務局名	所在	予約電話
不動産登記部門	水戸市北見町1-1	029-227-9922
日立支局	日立市弁天町2-13-15	0294-21-2253
常陸太田支局	常陸太田市山下町1221-1	0294-73-0221
土浦支局	土浦市下高津1-12-9	029-821-0783
龍ヶ崎支局	龍ヶ崎市2985	0297-62-0225
鹿嶋支局	鹿嶋市宮下5-20-4	0299-83-6000
下妻支局	下妻市下妻乙1300-1	0296-43-3937
つくば出張所	つくば市吾妻1-12-1	029-851-8186
取手出張所	取手市宮和田1784-1	0297-83-0057
筑西出張所	筑西市丙116-16	0296-22-3495



水戸地方法務局ホームページ
登記手続案内事前予約制
詳細はこちらをご覧ください。

memo



memo



広告事業者一覧

相 続

原田利秋税理士事務所

靈園・お墓

常陸国出雲大社

持ち物の整理

総合環境サービス合同会社

終活全般

株式会社鎌倉新書

相 続

かがやき税理士法人 水戸オフィス



笠間市で 相続税のことなら お気軽に原田利秋税理士事務所まで



相続税の申告手續はどうすればいい?

不動産の評価はどうする?

誰がどれだけ相続できるの?

次の相続のこととも心配。



相続税実務の専門家として、
お客様の相続税を巡る諸問題についてサポート致します。

40年
以上の
実務経験

親切、
ていねい

出張
OK

秘密
厳守

＼まずはお電話でご連絡ください／

原田利秋税理士事務所

TEL: 0296-78-2551

営業時間: 9:00~17:00

定休日: 不定休(可能な限り土・日も対応いたします)

茨城県笠間市旭町648-38

本誌ご持参で、初回相談(面談)90分無料

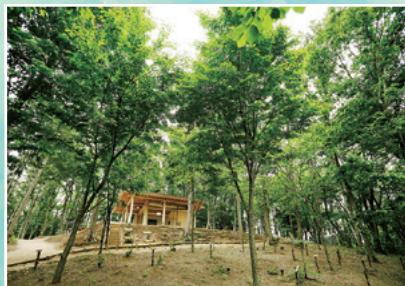
大地に抱かれ自然に還る 神社境内にある鎮守の杜の樹木葬



神社で終活相談始めました!

過去の宗旨宗派不問

神社管理なので安心



墓所使用料
1体 5万円より
ガイドブックを無料送付します。



ひたちのくにいすもたいしゃ

常陸国出雲大社

0296-74-3000

生活サポート、保証人、ご葬儀やお墓のこと、
死後事務や相続のことなど、お気軽にご相談下さい。



住所：茨城県笠間市福原2006番地 FAX:0296-74-4688

営業時間：9:00～17:00 定休日：年中無休

<https://izumotaisha.or.jp> info@izumotaisha.or.jp 許可番号：笠間指令第144号

ホームページは
こちらから



本誌を見たとお伝えいただきご見学された方には、神社オリジナルグッズをプレゼント。

茨城県内全域対応



皆さんの「困った」に
お答えします。

△ どんなことでもお気軽にご相談ください △

遺品整理・生前整理

片付け作業

解体工事

特殊清掃

家財買取

リフォーム

墓じまい

ゴミ屋敷・ゴミ部屋

草刈り・伐採・剪定・害虫駆除

ハウスクリーニング

引越しゴミ・引越し

便利屋(生活代行サービス)



お見積り・ご相談
無料

0120-915-816

総合環境サービス合同会社 〒309-1701 茨城県笠間市小原4514-3

[つくば店] 茨城県つくば市吾妻1-5-7 ダイワロイネットホテルつくばビル2F

[建設業許可] 許可番号：茨城県知事許可(般-05)第38280号

[産業廃棄物収集運搬業許可] 茨城県許可番号：第00801193162号

[一般廃棄物収集運搬業許可] 笠間市許可番号：笠間市第59号

[古物商許可] 茨城県公安委員会許可番号：第401020001357号

[ハウスクリーニング士] NPO法人日本ハウスクリーニング協会認定No: H5-4339

[遺品整理士] 一般財団法人遺品整理士認定協会認定No: 第ISO2140号

[事件現場特殊清掃士] 一般社団法人事件現場特殊清掃センター認定No: 第CSC01660号

365日休まず営業中

営業時間：7:30～20:00

(ご相談に応じて上記の時間外でもご対応いたします)



おたすけ悟空

検索

万が一の時に責任補償

作業にはもちろん万全を期しておりますが、万が一事故が起きた場合には
損保ジャパン賠償責任保険により責任を持って賠償いたします。

相続と終活、こんな心配事はありませんか？

相続手続き、何も手をつけられていません

家族がもめないきちんとした遺言書を書きたい…

山林や別荘、実家…売れない、貸せない不動産をどうにかしたい

安心して親を任せられる介護施設が見つからない…

実家のお墓を墓じまいしたい…

そのお悩み、オンラインでワンストップ解決！

相談は無料

最適な専門家を紹介

何度でも相談OK

スマホで相談可能*

相続手続き

遺言書作成

おひとりさまの身元保証・死後事務支援

家族信託

お墓

売れない・貸せない不動産

介護施設選び

保険の見直し

墓じまい

遺品整理

経験豊富な専門家があなたの状況に応じて適切なアドバイスを行います！

シニアと家族の相談室を通じてご相談できる専門家・サービス

税理士 司法書士 行政書士 ファイナンシャルプランナー 不動産会社 介護施設 遺品整理会社
霊園 寺院 葬儀社 おひとりさまの身元保証 家系図作成 墓じまい 海洋散骨 など

*各専門家と提携して業務を行っています。

まずはお電話、またはWebで、ご相談の希望をお伝えください！

通話
無料

0120-948-644

Webで
申し込む



受付時間：10:30～18:30（日・祝休）

*地域によっては対面でのご相談も可能です。お気軽にお問い合わせください。

相続のプロフェッショナルが対応いたします！

相続

に関するご相談ならかがやき税理士法人へ

相続税の申告、遺産分割協議書の作成はお任せください！

相続税はどれくらいかかるのか？遺産分割協議はどうすすめたらいいのか？
お悩みは「かがやき税理士法人」にご相談ください！



スタッフ多数、 実績豊富！

多数のスタッフを
揃えている税理士法人
ならではのサービスを
提供いたします。



ワンストップ サービス！

かがやきグループ内に
司法書士法人、行政書士
法人など有しており、
ワンストップサービスを
提供いたします。



二次相続 シミュレーション！

今回の相続だけでなく、
次の世代まで見据えた
長期的な視点での相続
対策をお客様に寄り添い
ご提案いたします。

安心丁寧な対応・ワンストップサービス

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ 029-304-1800
☎ 080-3213-7359

お問い合わせフォームは
24時間お気軽にどうぞ。



かがやき税理士法人水戸事務所

営業時間／9:00～18:00 定休日／土日祝日

URL : www.kagayaki-grp.com

水戸市米沢町392

所長・税理士
大井川浩太郎

初回面談は無料です！

発 行 笠間市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025年11月

